

T O S S 教職員賠償責任保険の特徴

- ①日本国内で行われる学校教育法等に定められた教職員としての業務をまとめて対象とします。
- ②海外への修学旅行、一時的に海外で行われる業務についても対象となります。
ただし、日本国内においてなされた損害賠償請求に限ります。
- ③弁護士費用、訴訟費用（賠償責任の有無を問いません）に加え、初期対応費用をお支払いします。
- ④身体障害・財物損壊事故による損害賠償責任のみならず、人格権侵害に関する損害賠償責任についても補償します。
- ⑤この保険契約は、団体割引20%が適用されます。
※団体割引率は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。
変更となる場合には、あらかじめ変更後の内容をご案内いたします。

ご加入対象者の範囲

この保険は特定非営利活動法人T O S Sを保険契約者とし、T O S S会員を記名被保険者とする団体契約です。このため、この保険にご加入いただける対象者はT O S S会員に限ります。

※T O S S会員とは特定非営利活動法人T O S Sの会員（正会員、賛助会員）をいいます。

※記名被保険者となることのできるT O S S会員は以下のとおりです。

- ・学校教育法第7条に規定する校長、および教員
- ・課外活動を指導する教育関係の職員であって、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校に勤務する者。雇用契約によらず対価を収受して継続的に課外活動を指導するものを含みます。
- ・学校事務職員
- ・特別支援教育支援員

ご加入にあたってのご注意

- この保険は特定非営利活動法人T O S Sが保険契約者となる団体契約です。
- 加入資格者の範囲
ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、それぞれ以下に該当する場合となります。

◇申込人	特定非営利活動法人T O S Sの会員（正会員および賛助会員）に限り
◇記名被保険者	特定非営利活動法人T O S Sの会員（正会員および賛助会員）に限り
- 申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ず説明ください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- <保険会社破綻時等の取扱い>（平成28年4月現在）
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
 - 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 著しく保険金請求頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。
詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。